

医療班の派遣について

首題の件については従来その都度対応してきたが、今回以下の通り基準を定めたので、この段通知する。

記

1. 地震、水害、火災等の災害時に院所長又は理事長が必要と認めたとき。
2. 労働争議中の労働者の健康管理のため当該労組又はその上部団体の要請を受けた時、又は健康状況等の把握のため院所長又は理事長が必要と認めたとき。
3. 労働組合、民主団体、革新政党等より要請があり理事長が必要と認めたとき。

認める基本は

- ① 全国大会が行われるとき
 - ② 陳情活動等が行われるとき
 - ③ 1、2に類する集会、行動等のとき
 - ④ その他、理事長が特に必要と認めたとき
4. 院所の所在する地域の町内会等が主催する運動会、レクリエーション等で主催者より要請をうけ、地域社会との連携をすすめる上で院所長が必要と認めたとき。
 5. 上述に当てはまらない時は、その都度理事長が決める。
 6. 院所長又は理事長が必要と認めたときは旅費規定により旅費を支給することができる。
 7. 基本的には民医連の集会等に参加した場合の取扱い（1977.9.19 役員会決定 52-4）によるものとする。

1978年7月24日